

平成29年3月2日

平成29年度 収入支出予算・保健事業について（お知らせ）

当健康保険組合の平成29年度収入支出予算（案）及び平成29年度保健事業の実施（案）が、平成29年2月21日に開催された第114回組合会において、審議のうえ可決承認されましたので、その概要についてお知らせいたします。

- 調整保険料率の変更に伴い、一般保険料率等が変更されます。

健康保険組合連合会から、平成29年度の当健康保険組合の調整保険料率は、1.200%に変更になった旨の連絡がありました。このことに伴い、一般保険料率等の変更を、下表のとおり、平成29年3月1日（平成29年3月分保険料。ただし、任意継続被保険者については、平成29年4月分保険料）から実施します。

なお、一般保険料率と調整保険料率とを合計した保険料率は、100%で、変更を生じません。

単位：‰

区 分	一般保険料率		調整保険料率		健康保険料率	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
事業主	49.520	49.400	0.480	0.600	50.000	50.000
被保険者	49.520	49.400	0.480	0.600	50.000	50.000
計	99.040	98.800	0.960	1.200	100.000	100.000

1 一般保険料

一般保険料は、介護納付金の納付に要する費用以外の費用（健康保険組合の事務経費、保険給付費、納付金、保健事業費等）のために、事業主及び被保険者から徴収する保険料です。

なお、一般保険料の構成は、次のとおりです。

一般保険料＝基本保険料＋特定保険料

- ・ 基本保険料 58.180%  
被保険者・被扶養者に対する医療給付、保健事業等に充てるための保険料
- ・ 特定保険料 40.620%  
納付金（前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、退職者給付拠出金、老人保健拠出金等）に充てるための保険料

単位：‰

区 分	一般保険料率		基本保険料率		特定保険料率	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
事業主	49.520	49.400	30.190	29.090	19.330	20.310
被保険者	49.520	49.400	30.190	29.090	19.330	20.310
計	99.040	98.800	60.380	58.180	38.660	40.620

2 調整保険料

健康保険組合が行う事業の運営に要する費用の財源の不均衡を調整するため、健康保険組合連合会は、各健康保険組合に対し、交付金交付事業（組合財政支援交付金交付事業・高額

医療交付金交付事業)を行っており、各健康保険組合は、この交付金の費用に充てるために、財政調整事業拠出金を拠出しています。

調整保険料は、交付金交付事業の財源となる財政調整事業拠出金(平成29年度予算 25,293千円)のために、事業主及び被保険者から徴収する保険料(平成29年度予算 調整保険料収入 25,292千円)です。

● 介護保険料率は変更されません。

介護保険の給付に必要な財源は、50%を公費負担、あとの50%を被保険者の保険料で賄う仕組みになっています。保険料の被保険者種別ごとの負担内訳は人口比に基づいて設定され、平成27年度～平成29年度は、65歳以上の第1号被保険者が22%、40歳以上65歳未満の第2号被保険者(健康保険組合の被保険者・被扶養者等)が28%の割合とされています。

平成29年度における当健康保険組合の介護納付金として、国への納付が見込まれる257,283千円を納付するために、介護保険料率は、現行の16.5%を維持することとします。

介護保険料率

現行 16.500% (事業主8.250% 被保険者8.250%)

● 医療費と納付金が重い負担となっています。

(一般勘定)

収入において、平均標準報酬月額及び総標準賞与額の増加により、一般保険料収入として、2,080,860千円を見込み、財政調整事業交付金のうち高額医療交付金55,000千円を見込んでいますが、収入財源を確保できないため、110,000千円の準備金限度外部分繰入を行います。

支出において、被保険者・被扶養者の皆様の医療費等に充てる保険給付費1,288,818千円(所要財源率61.27%)や高齢者などの医療費を賄うため、国に納付する前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・退職者給付拠出金等854,348千円(所要財源率40.62%)を見込んでいます。

その結果、平成29年度の予算は、経常収支の赤字額148,633千円を見込んでいます。

(介護勘定)

国への納付が見込まれる介護納付金257,283千円を支出するため、介護保険料収入247,906千円だけでは収入財源を確保できないため、10,000千円の準備金繰入を行います。

● 保健事業を活用して、健康の維持・増進を図りましょう。

当健康保険組合としては、被保険者・被扶養者の皆様の健康づくりをサポートさせていただくことが重要な役割であると考えています。皆様が健康になられて医療費が節減され、保険料の引き上げを押さえ、保健事業をより充実させることが念願です。

保健事業の2本柱の1本が、短期人間ドック(35歳以上の被保険者・被扶養者が対象)や特定健康診査・特定保健指導(40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者が対象)の実施です。

もう1本は各種癌検診（検診実施機関での受診の方法と郵送自己検診の方法の2種類。被保険者・30歳（子宮頸癌検診は20歳）以上の被扶養者が対象）の実施です。

健康管理の一環として積極的にご活用願います。病気を予防、早期発見することは、健康の維持はもちろん、医療費を減らすことにもつながります。

医療機関を受診する際には、夜間・休日の安易な受診やはしご受診を控えたり、安価なジェネリック医薬品を選択すれば、家計への負担は軽減されます。また、診療費の明細書が原則として無料発行されますので、医療費に対するコスト意識を持つと同時に、日頃から病気にならないための健康づくり（規則正しい生活、十分な睡眠、適度な運動、バランスのよい食生活）を心掛けていただきますようお願いいたします。

平成26年度から、データヘルスが始動され、国は、「国民の健康寿命の延伸」と「医療費適正化」を目標に掲げています。健康保険組合は、被保険者及びその被扶養者の1人ひとりの健康増進を図るために、事業所（事業主）と密接に連携をとりながら、「データヘルス計画」の着実な実施をめざすこととしています。

レセプト分析、健診結果分析の結果、生活習慣病が現状の大きな課題であること、現在の加入者年齢構成と年齢階層別医療費から、今後はさらに生活習慣病対策が重要になること、被扶養者の乳癌対策も重要であります。

当健康保険組合のデータヘルス対応として、

- ・生活習慣病の予防
- ・生活習慣病の重症化防止
- ・禁煙対策
- ・乳癌、子宮頸癌の早期発見

を保健事業の目的（重点事項）とします。

皆様一人ひとりの小さな行いが健康保険組合の財政の健全化にもつながりますので、今後とも当健康保険組合の運営にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成29年度収入支出予算の概要

健康保険分（収入）

健康保険分（支出）

科 目	予算額 千円	被保険者 1 人 当り額 円	科 目	予算額 千円	被保険者 1 人 当り額 円
健康保険収入	2,081,926	514,056	事務費	59,911	14,793
調整保険料収入	25,292	6,245	保険給付費	1,288,818	318,227
繰越金	0	0	(前期高齢者納付金)	413,685	102,144
(準備金限度外部分繰入)	110,000	27,160	(後期高齢者支援金)	414,563	102,361
(退職積立金繰入)	1	0	(その他納付金)	26,100	6,444
繰入金	110,001	27,161	納付金	854,348	210,950
国庫補助金収入	1,128	279	保健事業費	39,359	9,718
特定健康診査等事業収入	0	0	還付金	51	13
(組合財政支援交付金)	1	0	営繕費	0	0
(高額医療交付金)	55,000	13,580	財政調整事業拠出金	25,293	6,245
財政調整事業交付金	55,001	13,580	その他	4,294	1,060
雑収入	15,596	3,851	予備費	16,870	4,165
収入合計	2,288,944	565,171	支出合計	2,288,944	565,171
経常収入合計	2,098,146	518,061	経常支出合計	2,246,779	554,760

収支差引額	0	0	準備金保有見込 千円	383,785
経常収支差引額	▲148,633	▲36,700	準備金保有率 %	145.12

介護保険分（収入）

介護保険分（支出）

科 目	予算額 千円	介護保険第2 号被保険者た る被保険者1 人当り額 円	科 目	予算額 千円	介護保険第2 号被保険者た る被保険者1 人当り額 円
介護保険収入	247,906	94,261	介護納付金	257,283	97,826
繰越金	0	0	介護保険料還付金	15	6
繰入金	10,000	3,802	積立金	612	233
国庫補助金受入	1	0	雑支出	0	0
雑収入	3	1	予備費	0	0
収入合計	257,910	98,065	支出合計	257,910	98,065

収支差引額	0	0	準備金保有見込 千円	39,205
			準備金保有率 %	201.82

● 予算編成の基礎となった数字 ●

- 被保険者数 4,050人 (男性 3,450人 女性 600人)
- 平均標準報酬月額 365,000円 (男性 386,600円 女性 240,800円)
- 総標準賞与額(年間合計) 3,342,000千円
- 平均年齢 46.15歳 (男性 46.78歳 女性 42.56歳)
- 被扶養者数 4,466人 (扶養率 1.11人)
- 前期高齢者数 467人 前期高齢者加入率 5.55% 前期高齢者1人当り給付費 429,731円
- 健康保険料率 100.000‰ (事業主 50.000‰ 被保険者 50.000‰)
  - ・一般保険料率 98.800‰ (事業主 49.400‰ 被保険者 49.400‰)
  - (基本保険料率) 58.180‰ (事業主 29.090‰ 被保険者 29.090‰)
  - (特定保険料率) 40.620‰ (事業主 20.310‰ 被保険者 20.310‰)
  - ・調整保険料率 1.200‰ (事業主 0.600‰ 被保険者 0.600‰)
- 介護保険の対象となる被保険者数(介護保険第2号被保険者数) 3,814人  
(健保被保険者数 2,630人 健保被扶養者数 1,184人)
- 介護保険料率 16.500‰ (事業主 8.250‰ 被保険者 8.250‰)

## 平成 29 年度保健事業の概要

	項 目	実施時期	事 業 内 容 の 概 要
特 定 健 康 診 査 事 業	1 受診券の交付 2 特定健康診査 3 情報提供	年 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40歳以上75歳未満の特定健康診査の受診対象となる任意継続被保険者・被扶養者について、契約健診実施機関において実施する。</li> <li>・ 健康保険組合は、受診対象者に、受診券を自宅に送付する。その際、癌検診の補助事業について、案内する（4月）。</li> <li>・ 受診対象者は、健康保険組合が契約した健診実施期間に予約した上、受診券・健康保険被保険者証を提示し、受診する。</li> <li>・ 費用は、健康保険組合が全額負担する。</li> <li>・ 健康保険組合は、特定健康診査を受診した者に対し、情報提供を行う。その際、個人の生活習慣やその改善に関する情報を、計画的に提供する。</li> </ul>
特 定 保 健 指 導 事 業	1 動機付け支援 積極的支援	年 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査の結果により、特定保健指導対象者を選定し、健康保険組合の計画により実施する。</li> <li>・ 健康保険組合が契約した特定保健指導実施機関に委託する。</li> <li>・ 指導内容は、動機付け支援・積極的支援とし、事業主のご理解とご協力をいただき、事業の推進を図る。</li> <li>・ 費用は、健康保険組合が全額負担する。</li> </ul>
保 健 指 導 宣 伝 事 業	1 機関紙発行  2 保健指導パンフレット等配布  3 母子保健指導書配布  4 医療費通知（被保険者に対する通知）  5 ジェネリック医薬品使用促進通知	毎 月  随 時  毎 月  3 月  9 月・3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「掲示板」（情報提供資料）を事業所に送付する。</li> <li>・ 事業主・被保険者・被扶養者に、「私の健康法」等、健康に関する投稿を依頼する。</li> <li>・ 禁煙の促進を図る。</li> <li>・ 健康づくりのためのパンフレット・ポスター等を配布する。</li> <li>・ 妊娠期の食生活に関する情報を提供する。</li> <li>・ 乳児の健康管理を目的とした月刊誌を、出産した被保険者・被扶養者に1年間配布する。</li> <li>・ 冊子「0歳から6歳までの子どもの事故予防」を配布する。</li> <li>・ 被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、健康管理に資することを目的として、被保険者（被扶養者分を含む。）に対して、実際に要した医療費の額等を通知する。</li> <li>・ 被保険者への適切な情報提供を推進するため、査定の結果による自己負担相当額の減額分が1万円以上については、医療費通知に「*減額査定」と付記する。</li> <li>・ 被保険者・被扶養者の医療費についてのコスト意識を高め、患者負担の軽減や組合財政の改善を図ることを目的として、被保険者・被扶養者に対して、ジェネリック医薬品の使用に伴う自己負担額の軽減に係る内容を通知する。</li> </ul>

<p style="text-align: center;">保 健 指 導 宣 伝 事 業</p>	<p>6 保険財政収支状況通知（事業主に対する通知）</p> <p>7 健康管理事業推進委員会開催</p> <p>8 健康管理委員研修会・説明会開催</p> <p>9 共同保健指導宣伝</p> <p>10 ホームページの管理・運営</p>	<p>5月・8月 11月・2月</p> <p>9月・1月</p> <p>10月・3月 年間 年間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとの保険財政収支状況を事業主が把握し、事業所における健康管理に資することを目的として、各事業所健康保険収支状況等資料を事業主に送付する。</li> <li>・健康管理事業の推進を図るため、健康管理事業推進委員会を開催する。</li> <li>・健康管理委員を対象として、研修会・説明会を開催する。</li> <li>・健康保険組合連合会と共催で、保健指導宣伝事業を行う。</li> <li>・事業主、被保険者、被扶養者に健康保険組合の情報を提供し、サービスの向上に努める。</li> <li>・禁煙の促進を図る。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">疾 病 予 防 事 業</p>	<p>1 短期人間ドック</p> <p>2 <u>生活習慣病予防健診</u></p>	<p>4月～翌年2月</p> <p>4月～翌年2月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・35歳以上の被保険者・被扶養者を対象として実施し、健診費用の一部を、健診費用を負担する事業主又は被保険者に補助する。</li> <li>・1泊2日ドック、日帰りドック、兵庫県2時間ドック</li> <li>・特定健康診査の実施対象である被保険者・被扶養者（40歳以上75歳未満）については、必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）が実施されるよう、事前に健診機関と調整する。</li> <li>・補助対象となる実施回数は、1泊2日ドックは、平成25年度を基準として、2年度に1回、日帰りドック・兵庫県2時間ドックは、毎年度1回である。</li> <li>・健康保険組合と契約した健診機関又は健康保険組合と契約していない健診機関で受診し、いずれも所定の「人間ドック利用補助金請求書」に、領収書（写し）、検査結果（写し）、質問票（特定健康診査の実施対象者に限る。）を添付して、平成30年2月28日までに請求する。</li> <li>・<u>新たに、全国健康保険協会（協会けんぽ）から当健康保険組合に編入した事業所のみを対象とする事業である。〔事業所編入促進対策〕</u></li> <li>・35歳以上の被保険者を対象として実施し、健診費用の一部を、健診費用を負担する事業主又は被保険者に補助する。</li> <li>・健診項目は、協会けんぽが実施する生活習慣病予防健診（一般健診）の健診項目と同様とする。</li> <li>・特定健康診査の実施対象である被保険者（40歳以上75歳未満）については、必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）が実施されるよう、事前に健診機関と調整する。</li> <li>・補助対象となる実施回数は、毎年度1回である。</li> <li>・健康保険組合と契約した健診機関で受診し、所定の「生活習慣病予防健診利用補助金請求書」に、領収書（写し）・検査結果（写し）・質問票（特定健康診査の実施対象者に限る。）を添付して、平成30年2月28日までに請求する。</li> </ul>

疾 病	3 特定健康診査に係る定期健康診断補助	4月～翌年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度において、40歳以上75歳未満の年齢に達する被保険者を対象として実施し、健診費用の一部を、事業主に補助する。</li> <li>・健診内容は、労働安全衛生法に定める検査項目（必ず特定健康診査項目（検査項目・質問項目）を含む。）とする。</li> <li>・事業主が希望する健診実施機関で実施する。</li> <li>・所定の「特定健康診査に係る定期健康診断補助金請求書」に、所定の受診者名簿Ⅰ・Ⅱ、健診結果データ及び質問票を添付して、原則として平成30年3月20日までに請求する。</li> </ul>
	4 郵送自己検診補助	4月・9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者・30歳（子宮頸癌検診は20歳）以上の被扶養者を対象として実施し、検診費用の一部を、被保険者に補助する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子宮頸癌、肺癌、大腸癌（無料）、胃癌リスク、前立腺癌検診（1年度に1回補助）</li> <li>・B型肝炎、C型肝炎検査（被保険者・被扶養者期間中に1回補助）</li> </ul> </li> <li>・子宮頸癌検診申込者へ、「乳癌自己触診チェッカー」を添付する。</li> <li>・「郵送検診申込書」の受付、自己負担金の受領、検診、検診結果の通知を、業者（メスブ細胞検査研究所）に委託する。</li> </ul>
予 防	5 乳癌、子宮頸・体癌、肺癌、大腸癌、胃癌検診・PSA、CEA、AFP、CA19-9、CA125検査補助	4月～翌年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者・30歳（子宮頸癌検診は20歳）以上の被扶養者を対象として実施し、検診費用の一部を、被保険者に補助する。</li> <li>・被保険者・被扶養者が希望する検診実施期間で実施する。</li> <li>・所定の「癌検診補助金請求書」に、検査項目ごとに検診費用が明記された領収書（写し）を添付して平成30年2月28日までに請求する。</li> </ul>
	6 インフルエンザ予防接種補助	9月～翌年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者・被扶養者を対象として実施し、接種費用の一部を、接種費用を負担する事業主又は被保険者に補助する。</li> <li>・回数は2回までとする。</li> <li>・事業主又は被保険者が希望する医療機関で実施する。</li> <li>・所定の「インフルエンザ予防接種補助金請求書」に、「インフルエンザ予防接種費用代」と内容が明記された領収書（写し）を添付して、平成30年2月28日までに請求する。</li> </ul>
事 業	7 事業所訪問保健指導事業	随 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師等が事業所を訪問し、被保険者等の健康相談に応じ、必要な指導や助言を行う。</li> </ul>
	8 健康ウォーキング運動表彰	5月～ 7月 9月～11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万歩計で計測し、3カ月間で目標歩数（100万歩又は50万歩）を達成（自己申告）した被保険者・被扶養者に、第1回目・第2回目ごとに記念品を贈呈する。</li> </ul>
	9 家庭常備薬有料斡旋	7月・11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望者に家庭常備薬を有料斡旋する。</li> </ul>
	10 健康増進施設の特別法人会員として加入（スポーツクラブルネサンス・加古川地区スポーツ施設）	年 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者及び15歳以上（加古川地区スポーツ施設において、プールは小・中学生、16歳以上、ジムは16歳以上）の被扶養者に対し、利用料金の軽減を図り、体力・健康づくりを支援する。</li> </ul>